

岩手県告示第93号の4

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第5条の規定により、家畜及び当該家畜に係ると畜場（食鳥処理場、卵選別包装施設及びふ卵場を含む。以下同じ。）における事業の制限区域を次のとおり指定する。

令和8年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 と畜場の事業の制限区域

別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。